

神奈川県立弥栄西高等学校の聴講生徒の受け入れに関する覚書

北里大学（以下「大学」という。）と神奈川県立弥栄西高等学校（以下「高校」という。）は、平成13年4月1日に締結した大学と高校の教育交流に関する協定書に基づき、高校の聴講生徒の受け入れについてこの覚書を取り交わす。

（聴講する生徒の受け入れ）

- 第1条 大学は、薬学部、獣医畜产学部、水産学部、理学部及び一般教育（以下「学部等」という。）において聴講生徒の受け入れを行う。
2 大学は、高校の希望する時期に開講される授業科目のうち、学部等が受け入れを認める科目について、聴講を希望する高校の生徒の受け入れを行う。

（聴講する生徒の呼称）

- 第2条 この覚書により受け入れる生徒は「聴講生徒」と称する。

（聴講期間）

- 第3条 聽講期間は前期、後期、又は通年とする。

（授業科目の範囲及び聴講生徒数、受け入れ条件）

- 第4条 聴講生徒として聴講できる授業科目の範囲、受け入れ聴講生徒数及び受け入れ条件については、学部等の定めるところによる。
2 大学は、前項の聴講できる授業科目の範囲等を決定し、所定の時期までに高校に通知する。

（受け入れ手続き）

- 第5条 高校は聴講できる授業科目について生徒の聴講希望をとりまとめ、所定の時期までに大学に通知する。

（受け入れの決定）

- 第6条 聴講生徒の受け入れの決定は大学が行い、その結果を高校に所定の時期までに通知する。
2 高校は、受け入れ決定後、聴講生徒の写真を大学に提出する。大学は、個々の聴講生徒について聴講生徒証を交付する。

（成績の評価）

- 第7条 大学は、聴講生徒が聴講した授業科目について成績評価を行わない。

（聴講料等の取り扱い）

- 第8条 聴講料、登録料その他の費用は徴収しない。

（聴講許可の取り消し）

- 第9条 聴講生徒が次の各号の一に該当したときは、聴講の許可を取り消す。
(1)大学の秩序を乱し、聴講生徒としての本分に著しく反する行為があったとき
(2)その他この覚書及び大学学則に違反したとき

（事故等の対応）

- 第10条 高校は、聴講生徒が大学において授業科目を聴講するに際し、必要な教育災害傷害保険に加入させる。
2 聴講中の不慮の災害事故、及び高校と大学の通学途中における事故等については、高校において責任を負担するものとする。

（有効期間）

- 第11条 この覚書の有効期間は1年間とし、平成13年4月1日から始まり平成14年3月31日をもって終る。

ただし、期間満了の3カ月前までに大学・高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

- 第12条 この覚書に定めのない事項については両者間において協議するものとする。

この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成13年4月1日

平成13年4月1日

北里大学

学長 佐藤 伸



神奈川県立弥栄西高等学校

校長 石原 春男

